

岩手県告示第10号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和5年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和6年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
宮古市	川内第2地割
山田町	豊間根第7地割の一部並びに荒川第1地割から第5地割まで及び第8地割から第10地割までの各一部

2 調査期間 令和5年12月25日から令和6年3月31日まで